

年金積立金管理運用独立行政法人の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「年金積立金管理運用法人」という。）の主要な事務及び事業については、厚生労働省において専門家の見解等を踏まえつつ検討が行われているところであるが、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 運用受託機関の選定

運用受託機関については、年金積立金管理運用法人の管理運用方針に基づき原則として3年ごとに見直しを行うこととされているが、国内外の債券、株式等の各資産のパッシブ運用受託機関及び国内債券アクティブ運用受託機関について、現行中期目標期間において見直しが行われていない。運用収益を確保する観点からは、現に運用を行う運用受託機関の選定が重要であることから、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直すものとする。

また、運用受託機関に対する委託手数料については、運用資産額の増減も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めるものとする。

2 調査研究の推進

国内外の経済・金融動向や商品の多様化等に応じた運用手法に関する知見を集積し、今後の年金積立金の運用に活用する観点から、例えば、現行の資産構成に基づく運用と異なった資産構成で運用した場合の収益動向について比較検証を行うことによる様々な資産構成で運用した場合のリスクやリターンなど、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めるものとする。

3 運用委員会の議事録の公表

年金積立金管理運用法人においては、基本ポートフォリオの策定や年金積立金の運

用状況等の監視などに経済・金融の専門家等の学識経験者からなる運用委員会が重要な役割を担っている。運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者名を明らかにした議事録を公表するものとする。

第2 組織面の見直し

年金積立金の管理・運用を効率的・効果的に行う体制とする観点から、管理部門、調査研究部門及び運用部門の各部門の人員配置を見直すものとする。その際、常勤職員76人のうち20人が配置されている管理部門については、法人全体の規模に見合った体制とするものとする。また、専門的知識・経験を有する者の採用・育成に努めるものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の措置を講ずるものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施するものとする。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意

契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。

この取組により、契約の適正化を推進するものとする。